平成２５年（フ）第１２３号
京都市右京区梅津北川町15番地６、開始決定時の住所広島市西区高須台５丁目９番10―101号
破産者　中本　憲治
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６８号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷977番地１
破産者　橋本　正行
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９９号
旭川市７条西６丁目１番23号　フローラ202号
破産者　山川　裕司
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９３号
青森県むつ市上川町10番31号　小林アパート１号
破産者　柴垣　優子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
秋田市浜田字家後184番地　市営住宅６―204号、前住所秋田市保戸野千代田町14番43号・秋田市八橋大道東10番32号
破産者　小林　保男
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
福島県郡山市大槻町字城ノ内18番地の４
破産者　増子　　勇
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
横浜市旭区上白根町895番地30　熊谷ハイツＢ―３
破産者　加納　　毅
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３１号
横浜市磯子区下町２番43―２号
破産者　森　　博人
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４４号
金沢市堅田町乙130番地１
破産者　下坂　清美
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９５号
鳥取県米子市下新印423番地２
破産者　影山八千代
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７１号
鳥取県西伯郡南部町円山152番地
破産者　時田商店こと　時田　精三
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２８号
山口県美祢市大嶺町東分1975番地８
破産者　石田　英明
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１２６１号
大阪市淀川区宮原２丁目２番５―204号、開始決定時の住所大阪府高槻市城西町５番７号
破産者　神田多賀志
1　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
2　一般調査期日　平成26年１月27日午後３時
平成25年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９８号
大阪市住吉区遠里小野６丁目14番４号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区橋本町３番60―102号
破産者　山下　祐樹
1　破産債権の届出期間　平成26年１月７日まで
2　一般調査期日　平成26年１月30日午後３時30分
平成25年12月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井591番地16
破産者　有限会社ホクエイエクスプレス
1　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午前10時30分
平成25年12月４日
さいたま地方裁判所川越支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２号
高知市宝永町８番23号、申立時の住所高知県宿毛市片島９番34号
破産者　岡田　孝幸
異議申述期間　平成26年２月４日まで
平成25年12月４日
高知地方裁判所中村支部破産１係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２１０１号
東京都港区六本木１丁目６番１号
清算株式会社　株式会社ピー・ユー
代表清算人　六川　浩明
1　決定年月日　平成25年12月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２６号
東京都八王子市上野町19番地６
清算株式会社　株式会社東華医療設備
代表清算人　深須　利幸
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部